

# トマス・マンの国家論

遠 山 馨

トマス・マンの『外国貿易によるイングランドの財宝』<sup>1)</sup>は、従来、東インド会社の擁護論および貿易差額論として研究されることが多く、彼の思想は独自の思想史のなかに場を与えられることが少く、いきなり経済史のなかにひきずりこまれて評価される傾向が強く、その結果、その階級的立場が性急に結論されてきたように思われる。マンの立場は、確かに、彼の立っていた東インド会社がイギリス資本主義の成立に対してもつ役割に照らして考慮されねばならないことはいうまでもないが、同時に、17世紀初期における第1級の経済学者としての高さに立つことができた人として、その思想はイギリス思想史をその時期において支えていた人として評価される必要がある。マンガ活躍した17世紀初期は、国際的競争の激化と国内におけるブルジョワジーの成長が「国家の諸目的」や「最高善」<sup>2)</sup>についての意識の転換をうながし、国家の成立の根柢を「物質的必要」<sup>3)</sup>に求めさせ、17世紀におけるイギリス市民革命を切り開いた時期である。したがってその時期における思想は、後続する諸思想を準備した先駆的なものとしての地位を与えられるべきである。市民革命をもって時代を前後に切って区別する方法は、政治的事件に先行する思想を無視し倭小化するのみならず、市民革命の本質までも見誤らせる結果になるだろう。この時期において構想されるブルジョワ国家のうちで、現実性をもちうるものは、重商主義国家以外ではありえないし、またそのような政策論や国家論は、その前提として、市民社会を表象していなければならないはずである。<sup>4)</sup>

本稿は国家論と題して、『財宝論』に展開されている理論のうち、とくに政策論と国家論を取上げてみた。そ

1) Thomas Mun, *England's Treasure by Forraign Trade. Or, The Ballance of our Forraign Trade is The Rule of our Treasure*. London, 1664. 本稿では『財宝論』と略記し、引用頁数は本文に挿入した。

2) J. U. Nef 著『16・7世紀の産業と政治』紀藤・隅田訳(未来社1958年)186頁。

3) R. H. Tawney, *Religion and the Rise of Capitalism*, Pelican, p. 174. 出口・越智訳(岩波文庫昭和34年)下56頁。

してそれが市民革命の前夜としての17世紀の初期の問題を発展の方向において把えていたかどうか、すなわち「古い天上国家に対してブルジョワ社会を宣言する」ものであったかどうか、さらに「近代社会における国民的力と国民的優越の基礎」または「自然的国民的生産力の資本主義的および産業的利用」<sup>5)</sup>について、マンがどのように考えていたか、ということの問題にしてみた。

## I

『財宝論』にもられているマンの大きな意欲は、政策転換の要求であつた。しかしマンの政策に対する関心は、イングランドの国際的国内的諸条件に対する認識<sup>6)</sup>から生まれたところの切実な要求であり、したがってそれはある意味では危機意識<sup>7)</sup>であり、それゆえに転換の要求は狭く国内的な経済政策に限られなかったし、また限られるものでもなかった。政策の転換によつて達成しなければならぬと考へた目的は、富 (riches, wealth, plenty), 力 (strength), 偉大 (greatness), 安全 (safety), 君主の名誉 (honour)<sup>8)</sup>, 人民の諸自由 (liberties), 諸階

4) G. P. Gooch, *Political Thought in England, Bacon to Halifax*, Oxford Univ. P., 1960, p. 1. 堀・升味訳(岩波現代叢書1952年)1頁。「ベーコンからロックに至る思想家達、ジェームズ1世からハリファックスに至る政治家達は、永久に消滅した封建的・教会的な原理に代る人間結合の新しい基盤を作り出すことに夢中になったのである。ここに17世紀政治思想の鍵がある。」

5) K. Marx, *Das Kapital*, Berlin, 1953, III. Bd. S. 835. 邦訳書(岩波文庫)第11分冊290頁。

6) サップルは、当時における競争的市場圧力の激化と経済の多様化という観点から、17世紀初期の経済学者を評価している。B. E. Supple, *Commercial Crisis and Change in England 1600-1642, A Study in the Instability of a Mercantile Economy*. Cambridge, 1959, p. 197.

7) T. Mun, *op. cit.*, p. 72.

8) 1604年の“The Apology and Satisfaction of the House of Commons”における「国王の真の名誉」についての説明と比較すると、マンの立場はもっと世俗的市民的産業的である。

級間の平和(quiet), 君主と臣民の調和(concord)等であつた。長い間, 地中海貿易と東インド貿易に従事してきたマンの政策論は, 当然のこととはいえ, みじんもユートピア的要素はなく, ヨーロッパ諸国の興亡の歴史と現実から学んだところの極めて実際的な提案であつた。ヨーロッパ諸国の国際的対立とその興亡の歴史こそは, マンが瞬時も忘れることのできなかつた問題であつた。各国の興亡の原因は何であるか。この問題についての鋭い分析とそこから得られた教訓こそ, 政策提案の根拠であつた。

興亡の原因はその国の国力であつて, 偶然的な現象ではない。国力は分析可能な経験的対象である。国力は軍事力と経済力とに分れるであろう。軍事力がなければ経済的繁栄は保障されないし, 経済力がなければ軍事力は維持されない。軍事力と経済力との相互補完によって国力は充実される。軍事力または国防の直接的条件は海軍(陸軍)と外交であり, 間接的條件は戦争の臍である貨幣と軍需品その他の物資であつた。マンが, 貨幣が戦争の臍であることを否定するような言葉をはいたのは, その国の置かれた条件によっては貨幣が軍事力に転化しえない場合のあることを指摘したまでのことであり, その重要性が否定されたのではない。さらに攻撃と防御に有利な地理的自然的条件もまた非常に重視される。地形または位置を重視することは, 当時の兵学思想の特色であり, マンもその例外ではなかつた。

経済力は次のような諸条件に依存しなければならないと考えられた。自然的条件としては, 1. 領土—広大でしかも統一されていること, 2. 位置—貿易に有利であること, 3. 資源(自然的富)—豊富であること, 4. 人民—多数であること, である。これらの諸条件に恵まれていることは, その国を極めて有利な立場に置くが, それだけでは新しく発展した商業戦において充分ではなかつた。商業を含めた意味における産業(trade)の発展がなければならない。富は自然的富と人工的富からなる。産業において自然的富に人工が加えられることによって, 人工的富は増大する。産業の発展とは人工的富の増大であり, artの発展である。産業, 人工的富およびartの発展は, 人民のなかに勤勉, 熟練および政策や学問すなわち生産力の諸要因を発展させるであろう。そのような意味においては, 人民は単に自然的条件ではなく, 社会的経済的現象でもある。すなわち人民は, 産業とartの発展のための政策の対象であり結果でもあつた。

マンの経済政策論は, 一面において, 産業論でありart論といつてもよい特徴をもつていた。というのは自

然的條件は人為をもつてしては行うこともできないが, 自然的条件に働きかけてそれを利用する産業とartは, 人間の努力に依存しているからである。マンにとって自然的条件が非常に重視されたのは, 手工業という技術の生産力の狭隘性のゆえに, それが生産力の重要な要因となっていたからである。しかしartまたは労働は自然または土地(海や川を含めて)とともに富の発生原因であり, 生産の重要な要因と考えられていた<sup>9)</sup>。artは労働の1種ではあつたが, なお次のような特徴をもつていた。すなわちartは, 第1に単純労働ではなく熟練と知識を必要とする複雑労働であり, 第2に新しく発展した産業における労働であつた。その産業は第2次および第3次産業に相当するが, 少なくとも商品経済的に営まれているものでなければならない。

artの発展は二重の作用をもつて国民の富を増大させる。第1に, artしたがって産業の発展とは勤勉な生産的人口の増大であり, 怠惰や浪費や悪徳は減少し, それだけ国民の富を増大させる。第2は, artが自然的富に附加される時, 商品は高価になり, 輸出額は増大する。マンの経済政策論はartのこの2つの作用を発展させるものとして展開される。そしてこのような政策が実現される限り, 勤勉と節約の効果もあつて, 王国の利得と商人の利益との間に矛盾が生ずるようなことはない。

マンはこのように, 国力の諸条件を分析して明らかにし, ヨーロッパ諸国の国力の比較とそれらの興亡の歴史から, イギリスのとるべき政策を考案する。ところでヨーロッパ諸国の盛衰はどのように推移しつつあつたであろうか。ここでマンはヨーロッパの諸国を2つのグループに分類して論ずる。第1のグループは, ペニス, フローレンス, ジェノヴァおよび低地諸国その他の諸国であり, 第2はイスパニアである。第1のグループに属する諸国は領土が狭小で自然的資源に恵まれていないが, 貿易を立国の基礎にして存立している国家であつた。しかしながらマンがさらに, 第1のグループのなかでも, イタリア諸国家とオランダとを区別している点は注意しなければならない。したがって実質的には3つに分類している。マンはこの3つの型の国家の盛衰を次のように概観している。すなわちイタリア諸国家の営んでいた東洋の物産についての貿易の大部分が「東インドとの直接航海によって, イングランド, イスパニアおよび低地諸国に移っている。」(p. 52) この推移を条件づけたものは,

9) E. A. Johnson, *Predecessors of Adam Smith, The Growth of British Economic Thought*, London, 1937, Chap. XIII.

「他の諸国民が、彼らがなしうるよりも1層有利にそれらの業務を営むことができるような、位置、商品、船舶、軍需品等によりよき手段をもっている」(p. 53)ということであった。新航路の発見後におけるイタリー諸国家の衰退を目撃していたマンにとって、東インド貿易がその国の繁栄におよぼす影響については疑いえないものがあったであろう。東インド貿易を重視したことは、単に彼が東インド会社の重役であったことからでたものではなかっただろう。

東洋の物産についての貿易の覇権を、イタリー諸国家にひきついで握ったポルトガルそしてイスパニアは、その貿易から大きな利益を得た。とくにイスパニアは東西両インド貿易を結合した。イスパニアの国力はイギリスにとって脅威であったので、イギリスはオランダと同盟してその存立をはかった。しかし今やイスパニアは、広大な植民地帝国を維持できなくなっていた。東インド貿易において、イギリスとオランダが覇権を争うようになった。イスパニアには次のような弱点があった。第1は自然的条件に恵まれておらず、第2に海運業が貧弱であり、第3に戦争というがんをもっていた。したがってマンの政策論の背後には、オランダとの競争においてどのようにしてうち勝つかという意識が強く働いていた。

オランダの強みはその優勢な海運業であった。イスパニアが弱体化した後をうけて世界商業の覇者となるためには、イギリスは海運業の面において、オランダとの対決を避けられない。しかしその勝算は、オランダの海運業がどのような「基礎」の上に維持されているか、を発見しそのための対策を講ずることにかかっているといっ  
てよい。「われわれの論文は、……オランダ人の富と偉大との主要な基礎を示そうとしているのである。」(p. 74)しかるにオランダの富と偉大とは「陛下の領海において彼らに許されている漁業以外にはほとんど何らの基礎をもたない」(p. 74)「この基礎がなくなれば、海陸両方における彼らの富と力の全建築は崩壊しなければならない。」(p. 75)「それゆえに彼らが貿易や掠奪によって得た現在の力と富にしたがって、彼らを評価することは誤りであろう。」(p. 77)このようにマンはオランダの国力の「実体」を暴露する。しかもイングランドは他のヨーロッパ諸国とは比較にならないほど自然的諸条件に恵まれているので、この「天恵」により、もし適切な政策がとられるなら、「われわれは、この国が最上の君主国になりうることを発見するだろう」(p. 71)と確信するのである。

## II

『財宝論』が執筆された1620年代をめぐる17世紀の初期は、政治的には、一方では王権神授説がジェームズ1世によって主張され実施されると同時に、他方ではそれに対抗する諸国家論が形成され主張されつつあった時代である。この間にあってマンは、『財宝論』において、政治問題を極めて現実的な態度で論じている。彼の政治論または国家論は現実の要請にしたがって形成されており、政策論と同様に少しもユートピア的性格をもっていない。マンの国家論は現実的な政策論の延長上に構成され、したがって経済論における市民的な色によって、下から上部構造が塗上げられていた。マンの国家論における中心的諸問題は、第1に徴税権、第2に議会の権限、そして第3に「国家理性の根本」はなにか、ということである。

最初に徴税権について、マンは次のような方法にしたがって論じている。第1は、収入の獲得方法が国家の性格の相違によって異なること、第2は、君主の収入を経常的收入と臨時的収入に分けて論じること<sup>10)</sup>、第3は、政策論におけると同様に、ヨーロッパの諸国を2つのグループに分類して論じること、そして最後に、イギリスの伝統的形式を踏襲しながら、新しい国際的国内的諸条件に即応した財政制度を論じることである。

マンによれば、国王が経常的收入を獲得する理由は、「彼の財産を維持し、彼の権利を防衛すること」(p. 66)すなわち「彼の国家の主権を王者らしく維持すること」(p. 63)であり、この場合の徴税は「適法であり必要」である。しかし君主の収入調達のためのこのような経費支弁に限定されるものではなく、また現実にはそれ以外の目的のために徴収される必要が生じてくる。マンは一方において、徴税がこの目的を越えて行なわれるならば、たとえ「なにか神聖な美しい口実をもって庇護され」ようとも、「このような誅求は、……王国に王国を追加し、ついで他人の権利を奪うための虚栄と強欲のためになされる」(p. 64)と非難しているが、しかし臨時的収入の調達がすべてそれ自体として悪と考えられていたのではなかった。

マンが徴税を批判する根拠は、それが「必要」であるか、「適法」であるか、「有利」であるか、そして「公正」であるかということである。マンはこのような批判的見

10) テューダー=ステュアート方式については、長谷田泰三著『英国財政史研究』勁草書房昭和26年、179頁参照。

地から、臨時的収入をもっぱら戦争または外敵の侵入という緊急事態に結びつけながら、前に指摘した2つのグループの諸国家について検討する。その場合とくに問題になるのは、第1の諸国家すなわち「その美において類い稀であり、自然的ならびに人工的力とともに秀いで、同様に、裕福な臣民をもっているとはいえず、その領土は余り大きくはなく、また経常的収入をもって隣接諸大君主の不意かつ強力な侵入に対抗しうるほどの大きな富を享有していない」(p. 62) 諸国である。それらの国々では、消費税等の重い臨時的税を賦課することは避けられない。というのはもしそれがなければ、国防と国家の存立は不可能だからである。こうして臨時的収入の調達は、戦争というような緊急事態との関連において容認される。もっともこのようにして得られた収入も、君主によって濫用される危険がある。「しかしこのような危険な乱脈は、ことに前記のような諸国においてはめったにみられない。というのは国家の財宝の処分が多数の者の権限と管理の下にあるからである。」(p. 63)

しかしマンは、イタリー諸国家の市民的性格を称賛しながらも、必ずしも全面的に賛意を表しているわけではなかった。たとえばジェノヴァの「貴族政治」を例にとって、「君主政治」と比較している。「君主政治」の下では、「君主の収入と私人の財産の間にはわがものと汝のものとの区別があるが、しかし国家が困難と危険に陥り、自由と政治とが隷属に変じかねない場合には、彼ら自身の主権の防衛のために、私人の正当な財産が彼らの生命とともに公共の財宝となり、喜んで費されるのである。」(p. 53) それに対し「貴族政治」の下では、国家の相対的独立性が不十分であり、国防という国家のもっとも根本的な機能が発揮されない。マンにとって強力な民族国家とは「君主政治」にはほかならなかった。しかし自由と財産権ひいては経済的繁栄と強力な民族国家とが切り離せない関係におかれていた、と考えなければならないだろう。生命、自由および財産も民族国家と運命をともにしなければならないことを、イタリー諸国家の現状から痛感していたことであろう。

イングランドは、人民を誅求する第2のグループ(この場合はフランス)から学ぶことはできないが、しかし第1のグループの諸国家とも諸条件が異なっており、模倣することはできなかった。マンにとって、イングランドのような国力の有利な諸条件に恵まれた国では、君主が「なんら臨時的かつ荷重の租税を賦課せずして、強力な敵の不意の侵入に対し対抗することを可能ならしめるのではあるまいか? まことにそれ以外には考えようが

ないのである。」(pp. 63—4) したがって強力で富裕な国の君主は、不要な課税によって「人民を刺戟し変心させる」よりも、「人民の富と愛を維持する」ことに心がけなければならないのである<sup>11)</sup>。

以上の主張から、「臣民から臨時的な貢納を徴収すること(徴税権……引用者)が、誰にのみ必要かつ正当な権利であるか」(p. 68)は、明らかであろう。マンは、臨時的課税を国家の存亡、戦争と平和という根本問題に限定し、臨時的課税に対する議会の課税同意権を強く主張した。議会は、臨時的収入については、消極的には課税同意権、積極的には徴税権をもたねばならない、と考えられていたのである。

しかし国家の緊急事態における臨時的課税に対して、議会在同意権をもつということは、議会を単に徴税のための便宜的手段以上の地位に引上げることになる。というのは国家の本質は緊急事態においてもっとも露骨にあらわれるのであり、その場合に議会在課税同意権をもつということは、結果的には、国王の特権に対する制限に導かざるをえないからである<sup>12)</sup>。すなわち「貴族のごうまんを抑え、庶民の被害を救い、君主をしていづれの党派にも偏愛させず、両方に差別なく助力させることによって、国王と臣民の間に心地よい調和を保たしめる」ことになり、その結果国王は、「反目をひき起すような事柄を他人によって処理し、感謝をうけるような事柄を自分で遂行することができるのである。」(pp. 66—7) 絶対君主の超階級性は、議会の権限の拡大を媒介として、ブルジョワ君主制へ転化する。マンは主権が国王に属することを信じて疑わなかった。しかし主権が人民の前に踊り出てくるはずの緊急事態において、議会在徴税に関して消極的積極的な権限をもっていることは、主権の所在

11) W. Raleigh が *Prerogative of Parliaments* という問答集において、不評判な金銭調達計画をひっこめて、エリザベス女王のように臣民をいつくしむことに専念するよう、ジェームズ1世に訴えた時、ジェームズは発行禁止をもってこたえている。

12) 1637・8年の船舶税事件において、たとえばヴァノン判事は、「国王は、公益のために議会のいかなる法律にもかかわらず、王国の保全と防御のため、その臣民に課税しうる。しかししてこの大権を滅殺するが如き制定法は、国王を拘束しうるものではなく、また国王は必要の場合は如何なる法律をも改廃しうるのである」と判決を下している。ヴァノンの判決は、マンの見解に比較すれば絶対君主制に近いが、しかし国王の特権が緊急事態に限定されてきている点に着目すれば、絶対君主制から制限君主制への過渡期にあるといえる。引用はF. W. メイトランド著『英国憲法史』高田勇道訳(明玄書房昭和29年)373頁。

をあいまいにしている。<sup>13)</sup> しかしこの点は、新しい意味における「議会における国王」という解決方法へ移行しつつあったことを、むしろ示している。マンの構想する政治とは、パッキングム等の君側の奸によって誤まれた絶対王政ではなく、商人の助言が尊重され、議会により庶民の利益が擁護される君主制であった。

しかしなお問題は残る。それは、貴族のごうまんを抑え、ひいては国王にその特権の制限を甘受させることを正当化するところの政治の根本原則はなにか、という問題である。無論このような方向における政治によって、国王は庶民の被害を救い、人民からは感謝をうけるであろう。マンは『財宝論』の末尾において、政治が従わなければならない「国家理性の根本」は「自分の国と自分の国の資産を維持するもの(外国貿易……引用者)を維持し防衛することである」と述べて、彼の論説を終っている<sup>14)</sup>。それは外国貿易の実体と効用について説明してきた『財宝論』の結語にふさわしい。マンの国家論は、王権神授説やその他の宗教的国家論と比較される場合、そ

の世俗的性格は極めて明瞭である。国家の機能とあり方が発展してきた市民社会の現実に即して構想されている。「国家理性の根本」は、経済的には貿易差額論として具体的な表現を与えられ、貿易差額は君主といえども守らなければならない「法則」となるのであった。

以上のようにマンの政策論や国家論は、激しい国家的対立と経済的不安定を前提としている。このために、政策論の基礎をなしている国力比較論は、科学的分析的方法への方向をもつと同時に、目前の強い政策的要請のために、そしてイギリスとは異なった諸条件をもつオランダとの対抗意識のために、抽象度を極めて低くし科学的方向に逆行することにもなった。しかし国家的対立と経済的不安定に対する対処の仕方が本質的にブルジョワ的であり発展的であったことは、彼の国家論をブルジョワ的世俗的なものにしたのである。政策論や国家論における彼の発想と思考は、先進的知識人におけるイデオロギーの転換を示しており、それは明らかに17世紀に属するものといわなければならない。

13) 17世紀の初期には、主権に対する請求者としては、国王、議会における国王、そして法律の3者があった。議会は国王の召集によって成立し、国王の命令によって解散するのであるから、「議会が主権者であると考えすることは、当時では誰にも不可能であった。主権の請求権者として最もふさわしいものは議会における国王であった。」G. P. Gooch, *Political Thought in England, Bacon to Halifax*, 1960, p. 45. 堀・升味訳(岩波書店1952年)43頁。

14) マンが「国家理性の根本」といっているものは、ロックにおいては「自然と政治の根本法」に当たる。ロックの場合もほぼ同じ意味で、公共の福祉と社会全員の保存を意味している。J. Locke, *The Works of John Locke*, London, 1751, Vol. II, p. 213. 松浦嘉一訳『政治論』(東西出版社昭和23年)383頁。